

平成 22.5.31 初版
 平成 25.5.1 改訂 1
 平成 29.1.20 改訂 2
 令和 4.4.1 改訂 3
 令和 5.12.8 改訂 4

吉母管理場受入基準

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種 類	受入れる廃棄物の例示	個別基準	
産 業 廃 棄 物	燃え殻	廃棄物焼却灰、石炭殻、 コークス灰、炉清掃排出物、 ボトムアッシュ、廃カーボン等	<ul style="list-style-type: none"> ・成分が分かる証明書を添付すること（有害でないと認めるもの）。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、この限りでない。 ・熱灼減量 15% 以下のもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたものの。
	汚泥	泥状なもの	含水率 85% 以下に脱水したものの。
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、合成樹脂建材（P タイル、塩ビパイプ、塩ビ波板）等	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	ゴムくず	天然ゴム	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、アルミ建材等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破断してあること。

	ガラスくず 及び陶磁器 くず	ガラスくず、耐火レンガくず、 セメント製品くず、陶器くず、 磁器くず、シリカ、大理石等	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破砕してあること。(ビン 類は、中空でないように破砕し たものに限る)
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴 って生じたコンクリートの破片そ の他これに類する不要物（コンク リート破片、レンガ破片、ブロッ ク破片、瓦破片等）	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破砕してあること。
		廃石こうボード等建材類	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿非含有のもの ※要証明 ・100cm を超えるものは 100cm 程度以下。 ・紙類が付着していないもの。

※産業廃棄物は、中小企業法第 2 条第 1 号または第 2 号の規定に該当する事
業者が排出した産業廃棄物に限る（農業、漁業、製造業、建築・解体業等）

家庭系 一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破砕してあること。
		廃石こうボード	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿非含有のもの ※要証明 ・石綿非含有を証明できないも のは、厚手の透明ビニール袋に 二重包装し、入れ口を折り込み 中身が動かないようにテープで 1 周巻き込みふさぐこと。 ・30cm を超えるものは 30cm 程 度以下。 ・紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除 く。
	廃プラスチ ック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程 度以下に切断してあること。
	スプリング マットレス 等	スプリングマットレス、スプリン グの入ったソファ等	
	上記以外の 不燃物	上記以外の不燃物については、処 理除外物以外、基本受入れる。	

3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。 ・国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等、石綿（アスベスト）含有物 ・PCB及びPCB汚染物を含むもの	家庭系一般廃棄物のうち、1日10本までの蛍光灯及び1日5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ ・ガスボンベ類	家庭系一般廃棄物のうち、1日1kgまでのライター。（オイルまたはガスを抜いたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	・汚物類 ・ふん尿等	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	・PCB及びPCB使用製品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・自動車	・分解、解体されたパソコン ・タイヤの付いていないホイールのみ可 ・自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

	<ul style="list-style-type: none"> ・オートバイ ・原動機付自転車 ・廃タイヤ ・FRP船 ・消火器 ・パソコン(モニターを含む) ・トナーカートリッジ 	
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電動ベッド ・シニアカー ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール(断熱材等) ・ポータブル電源(附属ソーラーパネル含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ(厚さ10cm程度まで)のものは受け入れる。
土・石等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂(事業系は除く)は45kg袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。 ・家庭用漬物石(事業系は除く)で、おおむね30cm以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。